

第19回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年6月10日
場 所 シビックコア 研修室 4

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	出	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分
閉 会 時 刻 午前10時05分
配 布 物 「三重用水だより」

<p>1 開会の辞 事務局長(種村明広)</p>	<p>第19回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お集まりいただきましてありがとうございます。第19回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は15名でございます。定足数に達しておりますので、第19回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第1) 議長</p>	<p>それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、9番議席松葉里美委員と、11番議席藤田一房委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いたします。</p>
<p>(日程第2) 議長</p>	<p>それでは、日程第2 報告第38号「農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第2 報告第38号</p>

	<p>農地法第4条の規定による農地等の転用届許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第4条第1項第8号の規定による届出があったので報告する。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には、農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>今回の届出は、1件、1筆、247㎡です。転用目的は宅地です。すでに、宅地として利用しておりますので、始末書が出ております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
議長	<p>報告事項について質問等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第3) 議長	<p>続きまして、日程第3 議案第101号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第3 議案第101号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。なお、今回の設定は、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり、2件、6筆、4,541㎡の利用権の設定計画が提</p>

	<p>出されたので、ご審議をお願いします。以上です。</p> <p>議長 本議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を定めた利用権の設定です。</p> <p>この集積計画につきまして質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第101号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、[REDACTED]に関する案件が含まれております。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により議事に参与できませんので、該当委員を除いた案件別で採決を行います。該当委員は、ご自分の案件については採決に参加できませんのでご了承ください。</p> <p>議長 まず、[REDACTED]の案件1番について採決します。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>議長 それでは、2番の案件について採決します。全委員にお諮りをします。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。よって、本議案は原案どおり決定されました。</p> <p>議長 続きまして、日程第4 議案102号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
--	--

<p>事務局</p>	<p>日程第4 議案第102号</p> <p>特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について</p> <p>次のとおり、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律(平成元年 法律第58号)第3条第1項の規定に基づき承認申請があったので議決を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>この法律は、市民農園、いわゆる貸し農園を開設しようとするものに対する法律です。普通は市民農園と言え、借りる人は都市の住民が対象になりますが、都市の住民が農地を借りる時に、農地法の権利移動の許可などが不要になるという特例を認めるものです。ただし、この1区画借りる農地については、大規模ではなく、家庭菜園程度の規模に限られます。また、営利目的なものも認められません。</p> <p>開設者は、土地の所有者である[]と協定を締結します。また、農業委員会には議案のとおり承認申請を行うこととなっております。この案件は、3年の協定期間が切れるため、改めて[]と協定を結び、農業委員会へは承認申請を提出されたということです。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき詳細を説明></p> <p>申請内容は、土地所有者である[]と[]が、藤原町篠立字舞谷にある[]の敷地のうち、840㎡を特定農地貸付協定により市民農園として貸借を行う申請です。1区画当たり30㎡で28区画あり、1区画を年間20,000円で貸付予定です。この内容は、この法律の要件を満たしております。</p> <p>以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、当議案を採決いたします。</p> <p>議案第102号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について」は、原案どおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p>

<p>(日程第5)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>よって、本申請につきましては、承認することといたします。</p> <p>続きまして、日程第5 議案第103号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第5 議案第103号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、2件、2筆、面積1,048㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <6番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の田です。 譲受人である員弁町北金井の■■■■が、東員町長深の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、397㎡を売買により譲り受ける申請です。 <7番案件>の申請地は、大安町大井田地内の畑です。 譲受人である大安町大井田の■■■■が、大安町門前の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、651㎡を売買により譲り受ける申請です。</p> <p>以上2件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	<p>議長</p> <p>事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第103号を採決いたします。 議案第103号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p>

<p>(日程第6)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続きまして、日程第6 議案第104号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>当議案は、議案第107号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」、及び議案第109号「農地転用事業計画変更申請承認について」と関連いたしますので、一括して事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第6 議案第104号 農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p>今回の申請は、令和元年5月9日付けで許可のありました営農型太陽光発電施設を新しい事業者が事業承継することを目的に提出されております。9,189㎡の畑の上部に太陽光発電施設設置のため上部を使わせてもらうという地上権設定者が変わるということで申請が出ております。当初の転用者である■■■■から■■■■へ事業承継するものです。</p> <p>申請地は大安町宇賀新田地内の農用地の畑です。</p> <p>第3条の地上権設定者で、第5条の賃借人である弥富市の■■■■が、菰野町の■■■■の所有する議案に記載の1筆、9,189㎡の内、支柱部分の面積58.65㎡を第5条で借りて、太陽光発電施設として転用したい旨の計画です。第5条につきましては、申請面積が58.65㎡となりますが、内訳は支柱基礎、柵、キュービクル、私設柱です。支柱は550本です。地上高3mの位置に、太陽光パネル 7484.40㎡を設置しています。この太陽光発電施設の下部の営農計画としましては、農地所有者である菰野町の■■■■が、渋柿を栽培します。主な作業としては、施肥、除草です。また、このような営農型太陽光施設の下部の日照は柿栽培に支障がない旨が知見を有する者から意見書が提出されております。</p>
------------------------------------	--

	<p>今回のように太陽光パネル設置者と営農者が異なる場合、支柱にかかる第5条賃貸借権等設定の申請、下部の農地に第3条地上権設定の申請を合わせて行う事が必要となり、3条と5条は同時許可となります。3条、5条ともに許可期間は、前回の許可期間3年間の残期間である、令和4年5月8日までです。ですので、議案第104号の第3条地上権設定1番と議案第107号の第5条賃貸借権設定6番及び議案第109号の農地転用事業計画変更を一緒にご説明いたしました。</p> <p>以上、第3条地上権等設定につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願いいたします。</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>以前に許可された案件ですが、転用事業者が変わるということでの申請です。第3条では畑の上部に太陽光を設置するという事で地上権の設定です。第5条では、太陽光パネルを設置するための柱を設置するために、その柱部分を合わせて58.65㎡は農地ではなくなるので転用するという申請です。すでに太陽光も設置されて発電も行っておりますが、事業者が変わるということで、第3条、第5条、事業変更の申請が必要となっております。</p> <p>何か質問ありますか。</p> <p>特に無いようですので、当議案を採決いたします。</p>
議長	<p>議案第104号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>続きまして、日程第7 議案第105号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>日程第7 議案第105号</p> <p>農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積286㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><3番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。農地区分は、北勢病院と六石歯科が500m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>転用計画としては、北勢町其原の■■■■が、議案書に記載の1筆、286㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地をし、周囲にブロックを積み、土砂及び雨水の流出を防ぎます。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。</p> <p>以上です。</p>
事務局	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、6月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第105号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。本議案について、質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第105号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について(知事処分)」を採決します。</p> <p>本議案については、■■■■の親族に関する案件です。農業委員会に関する法律第31条第1項により、■■■■は議事に参与できませんので、■■■■を除いて採決します。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見</p>

<p>(日程第8) (日程第10)</p> <p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p> <p>続きまして、日程第8 議案第106号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」、日程第10 議案第108号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>日程第8 議案第106号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、8件、13筆、4,398㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <7番案件>の申請地は、北勢町二之瀬地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 転用計画としては、名古屋市の■■■■が、北勢町二之瀬の■■■■が所有する議案書に記載の2筆、638㎡を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地し、周囲にフェンスを設置します。雨水は自然浸透です。 <8番案件>の申請地は、大安町石樽南地内の畑です。農地区分は第2種農地です。 転用計画としては、譲受人である大安町丹生川中の■■■■■■■■■■が、豊田市の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、1,057㎡を駐車場へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は砂利敷きでの整地をし、雨水は自然浸透です。 <9番案件>の申請地は、北勢町東村地内の畑です。農地区分は、伊勢治田駅が300m以内にあるため第3種農地です。 転用計画としては、受贈者である北勢町大辻新田の■■■■■■■■■■</p>
--	--

及び受贈者兼転用者である鈴鹿市の []、転用者である [] が、北勢町東村の [] が所有する議案書に記載の1筆、433㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地し、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。

<10番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町石樽東の [] が、四日市市の [] 及び [] が所有する議案書に記載の2筆、481㎡を駐車場用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地は盛土10cm、切土40cmを行います。東側は乗り入れ口を除いて既設の擁壁があり、その他周囲には素掘り水路を設置して土砂及び雨水の流出を防止します。

<11番案件>の申請地は、大安町宇賀地内の畑です。農地区分は第2種農地です。

譲受人である名古屋市の [] が、兵庫県神戸市の [] が所有する議案書に記載の1筆、335㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地し、既存のコンクリートブロックにて土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は雨水浸透柵を設置し放流します。

<12番案件>の申請地は、北勢町阿下喜の田、畑です。農地区分は、いなべ総合病院と羽場内科クリニックが500m以内にあるため、第3種農地です。現況がすでに雑種地となっておりますので始末書が提出されております。

転用計画としては、譲受人である桑名市の [] が、北勢町阿下喜の [] が所有する議案書に記載の4筆、625㎡を共同住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地のみを行います。取水は上水道、污水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は北側の既設側溝へ放流します。

<13番案件>の申請地は、藤原町坂本地内の田です。農地区分は第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である奈良県橿原市の [] が、四日市市の [] が所有する議案書に記載の1筆、547㎡を隣接宅地2筆と併せて1664.03㎡を太陽光発電設

事務局	<p>備へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地を行います。取水はなく、汚水排水、生活雑排水もなく、雨水は自然浸透です。周囲にはフェンスを設置し、隣地への雨水及び土砂の流出を防ぎます。</p> <p><14番案件>の申請地は、員弁町畑新田地内の畑です。農地区分は第1種農地です。1種農地ですが、集落接続による転用理由にて許可該当となります。</p> <p>転用計画としては、譲受人である桑名市の [] が、愛知県半田市の [] が所有する議案書に記載の1筆、282㎡を、個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地をし、周囲にコンクリートブロックを設置して土砂及び雨水の流出を防止します。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p>続きまして、日程第10 議案第108号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、1筆、面積210㎡です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><7番案件>の申請地は、大安町丹生川上土地内の畑です。農地区分は第1種農地です。1種農地ですが、集落接続による転用理由にて許可該当となります。</p> <p>転用計画としては、借受人である大安町丹生川上の [] が、大安町丹生川上の [] が所有する議案書に記載の1筆、210㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。整備計画としては、土地造成は整地のみを行い。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用します。雨水は既設の道路側溝へ放流します。</p> <p>以上、議案106号第5条所有権移転8件と、議案第108号第5条使用貸借権設定1件、議案第104号第3条案件に合わせてご説明いたしました営農型太陽光案件であります議案第107号第5条賃</p>
-----	---

	<p>貸借権設定1件及び議案第109号事業計画変更承認申請1件につきまして、委員の確認書及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、6月3日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
<p>現地調査委員</p>	<p>議案第106号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」8件、議案第107号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」1件及び議案第108号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。このことについて、何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第106号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、議案第107号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>

	<p>議長 続いて、議案第108号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
	<p>議長 続きまして、議案第109号「農地転用事業計画変更申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第12)	<p>議長 続きまして、日程第12 議案第110号「非農地証明願承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局 日程第12 議案第110号 非農地証明願承認について</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和3年6月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は7件、19筆、3,688㎡です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><10番案件>の申請地は、北勢町大辻新田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町其原の■■■■で、平成2年頃から工場に転用し、現在に至っております。</p> <p><11番案件>の申請地は、北勢町下平地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町下平の■■■■で、昭和45年頃から山林に転用し、現在に至っております。</p> <p><12番案件>の申請地は、員弁町北金井の台帳地目、畑です。</p>

	<p>願い出者は、員弁町北金井の [] で、平成8年以前から宅地、事務所及び車庫として転用し、現在に至っております。</p> <p><13番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町麻生田の [] で、平成5年頃から自治会のごみ集積場として転用し、現在に至っております。</p> <p><14番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、北勢町奥村の [] で、平成7年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><15番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の台帳地目、田です。</p> <p>願い出者は、北勢町阿下喜の [] で、昭和41年から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><16番案件>の申請地は、員弁町楚原地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願い出者は、桑名市の [] で、平成8年頃から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上7件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしく願います。</p> <p>議長 非農地証明につきまして、何か質問はありますか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第110号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。</p> <p>5 その他 議長 議事については、以上です。</p> <p>その他でございますが、委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
--	--

<p>事務局</p> <p>6 閉会の宣言 議長 【午前10時05分閉会】</p>	<p>三重用水様の「三重用水だより」を配布させていただきましたので、ご参考にしてください。</p> <p>今回は、7月2日午前9時から現地調査です。7番横井啓行委員と10番伊藤幸子委員は出席をお願いします。7月9日(金)に委員会となりますので、よろしくお願いします。</p> <p>これをもちまして、第19回農業委員会を終了します。</p>
---	--

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____